

[事案 20-21] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

- ・平成 20 年 8 月 22 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 3 月 27 日 裁定終了

< 事案の概要 >

亡くなった母が自分を被保険者にして加入していた保険契約は、被保険者である自分の同意がなかったこと等により無効であり、払込保険料全額を返して欲しいとして申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 16 年に亡くなった母が、昭和 63 年に自分を被保険者とする生命保険契約(終身保険)を締結していたが、同契約は下記理由により無効であり、法定利息を付けて払込保険料全額を返して欲しい。

- (1) 申立契約の生命保険契約申込書の契約者欄の署名は、亡母の筆跡ではないので、亡母の意思に反する契約をさせられたものと考えられる。
- (2) 申立契約は、他人の生命の保険契約であるから、被保険者である自分の同意が必要とされるが、自分は申立契約の加入に必要な検査のため、強制的に病院に連れて行かれ、意思に反して検査を受けさせられた。また、同契約の生命保険契約申込書の被保険者欄の署名は、被保険者である自分自身によってなされる必要があるが、自分は自署していない。従って、申立契約は、被保険者である自分の同意がないままなされているものである。

< 保険会社の主張 >

下記理由により、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 営業担当者は、契約者である申立人の母本人に契約内容を説明し、母が生命保険契約申込書の契約者欄に署名押印している。
- (2) 申立人は、契約の被保険者として同意のうえ検査を受診している。また、被保険者欄の署名押印は契約者である申立人の母が行っている。
- (3) 申立人の母または申立人は契約後、保険契約が有効であることを前提として、保険料の払込方法の変更、4 回にわたる給付金の請求(全て申立人名義の銀行口座へ支払われている)名義変更等の手続がなされている。以上の事実からすると、仮に申立契約が無効でも黙示の追認があったと言える。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立書、答弁書等にもとづいて申立人の主張等について審理した結果、下記により、申立内容には理由がないことから、生命保険相談所規程第 44 条により裁定書にその理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

- (1) 契約者である申立人の亡母の意思に基づかない契約がなされたことを直接証明する証拠はない。申立人の亡母は契約締結後、保険料を継続して支払い、平成 7 年には保険料の払込方法を変更する手続をし、また申立人の入院等に際し給付金請求が出来る旨を申立人に伝えていた。これらの事実からすると、申立人の亡母は、申立契約が有効であることを容認していたと認めることが出来る。

申立人の亡母のパスポートに表示された署名と、契約者欄の署名の筆跡が明らかに異なると言える程の違いがあるとは認められず、契約者欄の筆跡が申立人の亡母のも

のでないと断定することは出来ない。また、仮に、契約者欄の署名が、申立人の亡母以外の者によるものであったとしても、申立契約が申立人の亡母の意思に基づくと認めることが出来る以上、筆跡の違いをもってして、申立人の亡母の意思に基づかない契約と言う事はできない。

従って、申立契約は、申立人の亡母の意思にもとづく契約と認められる。

(2) 契約の締結当時、申立人は22歳の成人男性であり、病院の医師に対して受診を拒めないほどの強制があったと言うには疑問が残り、申立人の説明のみで、申立人の主張する強制の事実を認定することは出来ないと言わざるを得ない。

加えて、申立人は、申立人の母の死亡前に3回、死亡後に1回、申立契約に基づき申立人名義口座で給付金を受領しており、申立人の亡母が死亡後の平成18年には、申立契約の名義変更手続きも行っている。いずれの手續も、申立人が被保険者である申立契約の存在を容認して行ったものと言うことが出来る。

確かに、被保険者欄の署名は申立人の筆跡とは明らかに異なるが、第三者に署名代行の権限を委ねることが認められるものであり、被保険者である申立人の同意があったと推認できる以上、署名は、被保険者である申立人の意思に基づいて申立人の亡母または亡母以外の第三者が代行したものと推認できることから、筆跡の違いをもってして、被保険者である申立人の同意がない契約と言うことは出来ない。従って、申立契約には、被保険者の同意があったと認められる。